2019/2/22 発行

水源連だより

SUIGENREN DAYORI NO.82

水源開発問題全国連絡会

〒223−0064 横浜市港北区下田町６－２－２８
電話　045−877−4970　　FAX　045−877−4970
郵便振替　　00170−4−766559
メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
ホームページ　　http://suigenren.jp/

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

第２５回水源連総会

栃木県南地域水道問題全国集会

第25回水源連総会・現地視察・全国集会報告

水源連ホームページに総会・全国集会・現地見学会の報告を関係資料とともに掲載しています。
右記URLをご覧ください。　http://suigenren.jp/news/2019/02/16/11314/

～～目　次～～～～～～～～～

- 事務局からのお願い　1
- 2018年　水源連第２５回総会報告　2
- 思川開発事業現地視察報告　１２
- 栃木県南地域水道問題全国集会報告　１６
- 抗議行動続く！「石木ダムのその後」　１７
- 北小岩一丁目スーパー堤防差止訴訟第５回控訴審での証言　１９
- 鬼怒川水害訴訟の第1回口頭弁論（2018年11月28日）　２３
- 西日本豪雨災害のその後　２６
- 水道等の民営化（施設運営権の譲渡）の実際　３０

水源連事務局からのお願い

水源連は、昨年の総会で 25 年を超える活動を続けてきました。総会ではそうした長年の活動を踏まえて、石木ダム反対運動への支援、鬼怒川水害や安威川ダムなどの訴訟、各地の運動への支援などの取り組み、水需要の一層の減少でダムの不要性が一層明白になってきていることや、西日本豪雨災害でダムの危険性が明らかになったことなど、１年間の経過と活動を 50 余名の出席者で確認をしました。詳細は次ページ以降の総会関連の報告や総会報告集（ホームページに掲載）をご覧ください。

水源連事務局は 11 月の 25 回総会以降も、今回の水源連だよりに掲載したとおり、石木ダム訴訟、北小岩のスーパー堤防訴訟、鬼怒川水害訴訟などへの支援を続けてきました。それらについては各報告で詳細をご覧ください。

また、昨年の西日本豪雨水害、水道法改悪・浜松市や宮城県の水道等民営化に関する問題についてもメーリングリトやホームページでその後の状況を発信してきました。

いずれも、今回の水源連だよりや水源連ホームページに詳細を載せておりますので各地での運動に活用いただければと思います。

○　各地の情報提供・発信のお願い

事務局からは水源連メーリングリト等で情報を発信してきておりますが、会員の皆様からも現地の状況などについて情報を提供・発信してくださるよう、お願いします。

パソコンのメール環境をお持ちの方は、水源連メーリングリトで、お持ちではない方は手紙等で情報をお知らせください。なお、メール環境をお持ちで、水源連メーリングリトに入っていない方がおられれば、水源連事務局にご連絡ください。

○　会計のお願い

水源連の会計年度は 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日です。

会計年度が 2018 年度から 2019 年度に進みましたので、新年度分の会費払込を皆様にお願いする次第です。

水源連活動を支えていただくために、皆様からのご協力を切にお願いいたします。

個人年会費は 3,000 円です。団体年会費は 5,000 円です。

同封の払込取扱票に必要事項を記入され、ゆうちょ銀行窓口にて年会費を払い込みいただくよう、よろしくお願いいたします。

2019 年 2 月 22 日

水源連
共同代表　嶋津暉之
遠藤保男

2018 年　水源連第 25 回総会報告

私たちは、2018 年 11 月 25 日に栃木市国府公民館で水源連の第 25 回総会を開きました。

1. 開会あいさつ

嶋津暉之　共同代表

- 水源連発足から 25 年、一生懸命頑張ってきた。
- 水源連の仲間が、細川内ダム、清津川ダム、新月ダムなど、いくつか止めてきた。
- 2009 年の政権交代で「ダム見直し」が現実になるものと私たちは期待したが、問題視してきた多くのダムは止まることなく、ダム推進になってしまった。
- 鬼怒川災害、西日本豪雨災害など、昨今の相次ぐ災害でダムの不要性は一層明らかになっている。
- 治水の失敗は「ダム依存の誤り」を浮き張りにしている。利水は「水余り」が明白になってきている。新規ダムが不要であることは明白である。
- 状況は厳しいが、「計画中のダム中止」「ダム依存治水行政の転換」を実現できるように頑張っていきたい。

2. 議長選出　事務局から西島和さん、現地から高橋比呂志さんが選出されました。

3. 事務局からの報告　遠藤保男　事務局長

- 第 25 回水源開発問題全国連絡会総会資料 1 ページから 9 ページにかけて説明し、2018 年度の経過報告としました。
- 報告事項

1. 全国の状況
   1）石木ダム問題
   2）鬼怒川氾濫　国家賠償請求裁判
   3）西日本豪雨災害
   4）水道法「改正」
   5）設楽ダム　第 2 次住民訴訟
   6）霞ヶ浦導水差し止め訴訟控訴審、和解
   7）残念ながら、全国各地で反対の声を無視して有害無益なダム等の事業が強行されている。
2. 2018 年度　事務局の取組み
   1）石木ダム事業中止に向けて
   2）西日本豪雨災害の解析

３）各地の河川開発事業反対運動等への支援活動

４）「水源連だより」、水源連ＭＬ、水源連ホームページの発行・運営

3. 水源連関係団体の活動

１）反論・提訴を無視して完成したダムの実態

２）住民側が敗訴したダム事業

３）係争中のダム等事業

４）かけがえのない自然や地域遺産を守る取り組み、環境アセスをただす取り組み

５）ダムサイトおよび周辺の地質地盤に問題があるダム

６）地域が育んできた「流域治水」の発展的活用を提案

4. 公共事業改革市民会議、「公共事業チェック議員の会」との連携

4. 各地からの報告　（資料集では 18 報告）

配布資料集に沿って、報告と議論を行いました。出席した 7 団体からの報告を受けました、（欠席団体については事務局が説明しました。）

- 成瀬ダムをストップさせる会　奥州光吉氏

控訴審判決敗訴　上告断念

9 月から本体工事着工

豊かな自然があり、白神と比べて遜色がない

クマゲラ営巣発見（本州産クマゲラ研究会）。地道な調査を続ける

雄物川が 2017 年に 2 回氾濫

2018 年の春にも氾濫。犠牲者はなかったが、流域住民には深刻な問題である。東北地整は対応を迫られている。流下能力が高めることが大切。新堤防を乗り越えて氾濫しており さらなる嵩上げが必要。

ダムの危険性を住民側が心配。既設の皆瀬ダムと成瀬ダムの相乗作用が心配

- 八ッ場あしたの会　川原理子氏

八ッ場ダムの本体工事が進んでいる。

国交省がダムツアーで本体工事現場を宣伝。

地すべり対策工事が大幅にカットされている。

他ダムの反対運動団体との交流

- 八ッ場ダム反対市民連絡会　神原禮二氏

八ッ場ダム差し止めの住民訴訟は 2015 年に終了

利根川流域市民委員会としての活動を展開

荒川洪水調節池の建設問題、霞ヶ浦導水事業問題、鬼怒川氾濫の国家賠償請求訴訟など

水道法改正は今後大きな問題

- 霞ヶ浦導水事業の差し止め裁判　大木一夫弁護士

漁業権に基づく差止訴訟。アユの仔魚が取水口に吸い込まれる、カビ臭物質のシジミへの影響などの被害が起きることは確実だが、裁判で勝訴判決を得ることは困難であると考え、影響を極力なくすることができるように、いくつかの条件を付けて和解の道を選んだ。

- 砂防ダム　田口康夫氏

霞沢砂防ダム：　補修工事の時期になっている。魚類の遡上障害を起こしている。

奥裾花川治山ダム群：　鉄骨製である。雪崩が多く、たくさんの流木が捕捉されるので、その撤去費用が嵩んでいる。

スゴ谷治山ダム：　国立公園の中にあるので、世界中の恥。治山ダムの工事で地盤が壊れ、復旧工事をしている。

全国で 9 万基以上の砂防ダムがあるので、皆さんも関心を持ってほしい。

- 設楽ダム　奥宮芳子氏

  第 2 次訴訟を 11 月 21 日に提起した。

  現行フルプランの目標年次 2015 年度をすぎた 2016 年度の水需要において、現行フルプラン予測値が実績値より過大であることが確定したことから、水道用水開発の不要性が証明された。それを期に、不要な水源開発のための設楽ダム事業を建設することを止めさせるため、公金支出差止め訴訟を提起した。

- 安威川ダム　江菅洋一氏

  環境問題でも争ってほしい。

  西日本豪雨災害があったので　安威川ダムにおいても大阪府を想定外の降雨への対応に頭を抱えている。安威川ダムの洪水調節は自然調節だが、1/1000 降雨への対応を検討する。

- 石木ダム　岩下和雄氏

  50 年来の反対を続けている。

  付替え道路工事が進められ、100～200m程度できてきている。

  阻止行動は毎朝 8 時から午前中阻止行動　県は職員 16 人程度で監視。

  13 世帯に対して 4 世帯の土地が収用済み、見せしめとみている。収用裁決申請の２次、３次申請の審理が終わり、「いつでも収用できます　早く明け渡しなさい」と県から毎月、合意を求める手紙が来ている。

  取消訴訟の控訴審が 12 月 19 日にある。差止訴訟も行っている。

  全国の皆さんへの呼びかけ　　現地に来てほしい。ほたる祭り（5 月最終土曜日）、団結祭りなどがある。

5. 討議資料の説明と意見交換

1) ダムをめぐる経過と現状　嶋津氏　資料集 43 ページ～

- 討議
  - ダム検証がダム推進の道具になってしまった。
  - 時の政権担当者に総括を求めたい。
  - 長野県　住民組織が計画過程で参画できた（田中康夫知事の時代）。
    - ドイツ　政府組織にダム反対派が加入できた
    - 住民参加の仕組みづくりが必要。無駄な公共事業の金をほかに使わせる。行政の仕組みの中に入って影響を与える。地方からやるしかない
  - 新潟
    - 新潟県巻町　刈羽原発問題に取り組んでいる。プルサーマル問題では住民投票が行われた。
    - 2007 年の中越沖地震が刈羽原発を襲った。その教訓を生かせず、2011 年の東北地方太平洋沖地では東電が無力さをさらけ出した。

    腰砕けのダム検証であった。地元でやるとダムはやりにくい。

2) 利水問題　　嶋津氏　資料集 50 ページ～

- 討議

- 水道用水の需要減少は厚労省も認めている。
  - ・水需要の架空予測　　ダムが完成すると下方修正。ダムの必要性をこじつけるためであることが明白。
  - ・利水のためのダムは不要。
- 設楽ダムの例　目標年度を過ぎて計画値の過大が証明された。
- ダム計画が発表されて数十年経過しても事業が継続されており、サンセット法が必要である。
- ダムは鉄とセメントの捨て場であり　経済構造を絡めて、金のことからダム問題を分かり易く解明することも必要。

3) **治水　　嶋津氏　資料集 64 ページ～**

➢ 討論

- 野村ダムと鹿野川ダム　下流の流下能力が低いままなので、洪水流量の小さい段階から貯留を開始していた。ダム事業に金を使い、河川整備をさぼっていた。
- 2 つのダムでどのような効果があったのか　質問を出したら、ピークを 40 分遅らせることができたという話だけであった。
- 死者が出た。何故死者が出たのか　その原因を明らかにしようとしない。

4) **西日本豪雨が引き起こした土砂災害　嶋津氏　資料集 76 ページ～**

➢ 討論

- 特別警戒区域の指定は落とし穴。国交省は通達を出すが、指定は市町村。
- 災害の起き方はその時々で変わる。溜まった土砂量が多いと起きやすい。
- 各沢に雨量計を置くことが必要。地元の人が認識しやすいシステムを導入すべき。

5) **ダム等の水源開発施設の環境問題　　嶋津氏　資料集 81 ページ～**

6) **水道・下水道の民営化推進の動きと法改正　嶋津氏　資料集 84 ページ～**

➢ 討論

- 水道法改正案が 2018 年 12 月の参議院で可決される。
- 民営化されると、維持管理を知らない人が監視することになり、有効率が低下→新たな水源開発という話にならないか。
- 地域のなかで民営化反対運動を起こす。
- コストアップを私たちは負担していくと意思表示して対案を示すこと考えられる。→民営化阻止

6. 新年度の方針　遠藤事務局長

私たちの課題、新年度の活動方針を総会資料 10 ページから 11 ページに沿って提起。その項目は下記の通り。

1. 石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること。進行中のダム事業の中止獲得を目指します。
2. 下記の課題の克服を目指します。
   河川行政等への住民参加の道が閉ざされている。

土地収用法において事業認定申請が強制収用に直結している実態
行政訴訟の事業執行不停止原則により、工事が進行してしまう問題
司法が機能せず、行政裁量権をほぼ無限大に容認している現状

3. 河川行政の抜本的な改善
4. ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指します。
5. 公共事業改革市民会議と連携した国会・政府対応
6. ダム問題を広く知らせるために
7. 今年度の運営体制（案）

➢ 討議・採決

- 意見：「6　.討議資料の説明と意見交換」の中で出された下記の提言を踏まえて、新年度の活動をするのがよい。
  - ・ダム検証の総括、再検証を求めるべきではないか
  - ・利水について、データから明らかになってきていることを周知して世論喚起につなげるべきではないか、また、各自治体とのコミュニケーションを図ることも有用であることを共有していくべきではないか
  - ・治水について、現実に起きた水害に対するダムの効果について説明を求めるべきではないか、人的被害について情報の整理（いつ、どのような状況で亡くなったのか）を求めるべきではないか
  - ・水害について、「防災」だけではなく、災害後の対策（中小河川の雨量計設置など）を求めることも必要なのではないか
- 上記意見を踏まえて、新年度の活動を進めるとし、承認を受けました。

7. 石木ダム中止に向けた決議

総会で採択された、石木ダム中止に向けた決議を以下に掲載します。決議に際して事務局が配布した説明資料「石木ダム中止を獲得するために」も参考のため、掲載しておきます。

水源連第 25 回総会「石木ダム即時中止せよ！」特別決議

2009 年 11 月に「反対派地権者との話し合いの促進」を掲げて事業認定を申請した長崎県と佐世保市は、３回にわけてすべての土地と 13 世帯の住居について収用・明渡裁決を申請している。2015 年 8 月 24 日には第１次の４件の農地を収用した。第２次の４軒の住居を含む物件の収用・明渡裁決と、第 3 次の住居 9 戸を含む残地すべての収用・明渡裁決を出すタイミングが計られている。

2018 年 7 月 9 日には長崎地方裁判所は石木ダム事業認定取消請求訴訟に対して不当にも「棄却」判決をくだした。事業認定庁と起業者（長崎県・佐世保市）の裁量権を全面的に認めた「石木ダムありき」の迎合判決であった。

このような状況にもかかわらず、地権者・支援者の徹底抗戦と二つの訴訟による立証、そして、映画「ほたるの川のまもりびと」の公開上映により、「石木ダムへの疑問」が受益予定者をはじめ、多くの人々に幅広く浸透している。

長崎県と佐世保市はこの想定外の事態に直面し、ごまかしだらけの情報を書き込んだそれぞれの広報誌で「石木ダム必要キャンペーン」を繰り返して劣勢挽回を図っている。嘘だら

けの情報を県民・市民に流してまで石木ダムに固執し、強制収用の正当化を印象付けようとしている姿は、余りにも醜い。

① 事業認定申請は覚書違反

② もはや、石木ダム不要は揺るぎがない。

③ そのような石木ダムに 13 世帯の皆さんが土地と住居を明け渡す意思はない。

更にもう一項

④ 無駄な石木ダム事業を中止することで、老朽化した佐世保水道施設の改善、川棚川下流域の内水氾濫対策と最下流部の堤防整備に財源を振り替えることができる。

この 4 つは、石木ダム中止が石木ダム強行をはるかに上回る多くの幸せをもたらすことを示している。

記

１：私たちは、事業認定申請は覚書違反であること、石木ダムは全く不要なダムであることを広く伝える。

２：私たちは、長崎県と佐世保市に石木ダム事業即時中止を求める。

以上、決議する。

2018 年 11 月 25 日　　水源開発問題全国連絡会第 25 回総会

説明資料「石木ダム中止を獲得するために」

1. 石木ダムをめぐる現状

① 工事

- 付替県道工事　下流側右岸登り口から上流側左岸高台までの整地工事が進められている。当地の豊かな自然が壊されてきている。
- 本体着工ができる状態には程遠い。下記工程図からは 1 年半以上遅れている。

2015年計画変更　工程予定図

8. 工期の変更

○ 平成２３年６月１３日　県公共事業再評価（継続実施）　⇒　平成２８年度完成予定
○ 平成２７年８月　３日　県公共事業再評価（工期の見直し）⇒　平成３４年度完成予定

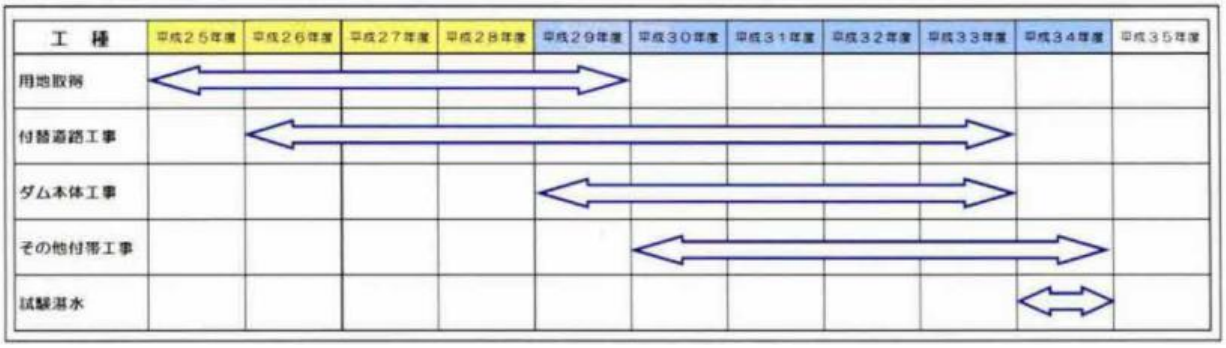

＜工期変更の理由＞（長崎県）

- 付替県道工事の遅れ
  - 事業認定告示後も任意解決のために公開質問状への対応などに時間を要し、付替県道工事の着工時期が遅れ、また、工事着工後もダム建設に反対する方々による通行妨害等の行為により、工事の暫定供用時期が延期となる。
- ダム本体工事の遅れ
  - ダム本体工事は限られた期間での完成を目指すため、2 交替による施工を考えていたが、ダム建設に反対する方々による抗議や妨害行為がある中での夜間工事の安全確保ができず、混乱が想定されることから、1 交替による施工に変更する。
  - 施工開始時期についても用地の取得が見込め、付替県道工事の暫定供用後とすることから、工期が延期となる。

＜上記からうかがえる「県の姿勢」＞

- あからさまな暴力行為は控える。→双方にけが人は出さない。
- 抗議や妨害行為をやめさせることができないので、持久戦を維持して工期再延長も考える？

✧ 事業目的としている治水･利水両面とも、特に急がなければならない状況ではない。

➢ 持久戦を維持して工期再変更も持久戦を維持して工期再変更もありうるのではないか。

✧ 起業者の選択の決め手

➢ 世論の動向次第

②　行政　九州地方整備局、長崎県、佐世保市、川棚町

✧ 九州地方整備局

➢ 事業認定：長崎県と佐世保市が申請を出したから認定しただけ

➢ 意見があるなら、事業認定理由以外何も答えることはないから申請者（長崎県と佐世保市）に言ってくれ！という姿勢

✧ 長崎県

➢ 副知事・土木部長　国交省から出向

➢ 中村知事は石木ダム事業認定申請を提出した金子原二郎前知事（現・自民党参議院議員）のあと、2010 年 3 月に引き継ぎ、3 期目に入った。

- 県議会：　石木ダム反対に明白なのは共産党のみ。社民党長崎県連は強制収用反対。
- 石木ダム建設を推進しているが、2015 年の工期延長で象徴されるように、石木ダム建設を急がなければならない理由はなにもない。
- 反対世論を見ながらの推進
- 長崎県公報で石木ダム必要キャンペーン
  - その狙いは「石木ダム不要」世論をおさえ、「石木ダム必要」の世論形成。
- 収用・明渡裁決決定への準備？

✧ 佐世保市

- 朝長則男市長　2007 年から 3 期目。3 期目は無投票当選
  朝長市長になってから石木ダム強行推進
- 市議会：共産党　石木ダム反対の山下市議が健康上の理由で辞職し、空席。社民党は強制収用反対の範囲
- 石木ダム建設を推進しているが、2015 年の工期延長で象徴されるように、石木ダム建設を急がなければならない理由はない。
- むしろ、石木ダム供用開始後の財政破綻が懸念される。
- 『広報させぼ』2018.9 で「保有水源 77,000m³／日」と公言。石木ダム必要キャンペーンを『広報させぼ』2018.5 から始めた。
  - その狙いは「石木ダム不要」世論をおさえ、「石木ダム必要」の世論形成。
  - 収用・明渡裁決決定への準備？

✧ 川棚町

- 9 月 9 日の町長選で三選された山口文夫町長は､HP 上の就任挨拶で｢平成 23 年３月に、町の将来像を「自然を愛し くらし輝くまち」と定めた「第５次川棚町総合計画」を策定するとともに、平成 27 年 11 月には、後期基本計画を策定し、これまで、主要施策を着実に取り組んでまいりました。」と述べた。「石木ダム」という言葉は一回も使っていない。

③　訴訟

○ 事業認定取消訴訟

✧ 一審敗訴

- 起業者の裁量権 100%認めた。工場用水では、「水使用量は，売上高よりも受注量に影響されるといえ」などと詭弁を用いて「SSK の水使用量が増加」論を擁護している。
- 地域社会の破壊、そこで生活し続ける権利の侵害といった財産権以外の権利侵害を失われる利益として認めない。

✧ 控訴　控訴人 106 名　第 1 回口頭弁論　12/19

- 一審の誤り　得られる利益大　←　必要性なし
- 一審の誤り　失われる利益は受容限界内　←　侵害される人格権

○ 工事差止訴訟

✧ 事業の必要性

- 被告：事業認定されている。「実際に必要性がある」キャンペーン。
- 原告；事業認定は無関係　実際に必要性はない。佐世保市キャンペーンへの質問と説明要請

✧ 権利侵害

- 被告：財産権の補償はされる。それ以外の権利は移転先で獲得可能であるから受忍限界内
- 原告：必要性のない事業による人格権侵害、地域社会破壊、生活し続ける権利の侵害。石木ダム事業に土地収用法を適用したこと自体が人格権侵害。

2. 今後に向けて

1) 具体的な取組　　起業者への対応

① 起業者への対応　　長崎県、佐世保市に対して、下記事項を提示する。

- 13 世帯住民は石木ダム事業のために土地・住居を明け渡すことはない。
- 石木ダム事業を継続する限り、私たちは下記理由で徹底的に抵抗する。
  - 事業認定申請は覚書違反
  - 「石木ダム不要」は益々明らかになっている。
  - 石木ダム事業の受益予定者とされている人たちが、石木ダム事業が中止となっても、なんら困ることはない。
  - 石木ダム事業を中止することで、13 世帯の生活が守られる
  - 石木ダム事業を中止することで、優れた自然環境が守られる。
  - 石木ダム事業を中止することで、無用な出費を避けることができる。
  - その財源を、佐世保市水道の老朽化対策と川棚川流域の河道整備・内水氾濫防止・最下流部堤防整備に振り替えることができる。
  - 以上のことから、石木ダム事業を中止することで多くの人が幸せを獲得できる。
- 以上より、「石木ダム工事継続を断念し、石木ダム事業を早急に中止すること」を要請する。

✧ 長崎県、佐世保市による「石木ダムキャンペーン」に対しては、県民・市民を欺くものであるから、

- 県民・市民向けに一つ一つ丁寧にかつ分かり易い「反論」を作成して配布する
- 長崎県と佐世保市に公開質問状を提出し、公開の説明会開催を求める。

② 国土交通省・厚生労働省への対応

✧ 国土交通省

- 土地収用管理室には、
  - これまでに明らかにしたことを示して、不服審査請求に対して、「事業認定取消」をするよう求めていく。
- 治水課には、
  これまで明らかにしたことを示して、河川整備事業としての補助事業採択を取消すよう求める。

✧ 厚生労働省

- 水道課には、
  - 2012 年度再評価から 6 年を経過している現在においても石木ダム本体工事は着工されていないこと、再評価結果は現在の水需要実態と大きくかけ離れていること、から佐世保市へ再評価を求めることを要請する。
  - これまで明らかにしたことを示して、補助金適正化法に基づいて「ダム用地確保不可能」と判断することを求め、水源開発事業としての補助事業採択を取消すよう求める。

③ 国会議員等への対応

✧ 公共事業チェック議員の会・公共事業改革市民会議　等へ

- 関係部署への申入れ、ヒアリングへの協力を要請する。

④ 「受益」予定者（川棚町民・佐世保市民）への対応

✧ 今後の進め方として、上記①，②、③について共有を図る。

- キャンペーン標語の作成
- チラシの配布
- 各地域でのミニ集会
- 数百人から千人スケールの集会

✧ 「つたえる県ながさき」・「公報させぼ」等による石木ダム必要キャンペーンに対しては、一つ一つ丁寧にかつ分かり易く「反論」を作成して配布する。

✧ 合わせて、長崎県と佐世保市に公開質問状を提出し、公開の説明会開催を求める。

⑤ 石木ダム中止大集会（仮称）の企画

✧ 事業認定申請は覚書違反

✧ 石木ダムは不要であることを再確認する

✧ 長崎県と佐世保市に、石木ダム事業即時中止を求める。

✧ 長崎県が石木ダム完遂にこだわって工事強行を続けようとも、私たちはそれに徹底的に抵抗する。

以上の意思一致を図る大集会（随時）。

以上は水源連としての考え方であるが、地元の状況に応じて適時考えながら、石木ダム中止に向けて精一杯、支援する。

思川開発事業の現地視察報告

11月24日13時にＪＲ宇都宮駅からチャーターバス2台で思川開発事業の現地視察に出発しました。

「思川開発事業を考える流域の会」の伊藤武晴さんと、元栃木県課長で、現役時代から思川開発事業を疑問視してきた早乙女正次さんの案内で、下記コースを巡りました。

1. 視察場所と思川開発事業の概要

ＪＲ宇都宮駅→南摩ダムサイト予定値周辺→南摩ダム事業地（水没予定地）→大芦川取水・放流工→黒川取水・放流工→栃木市内宿舎

▫

思川開発事業の仕組み

（（独）水資源機構の思川開発建設所のホームページより）

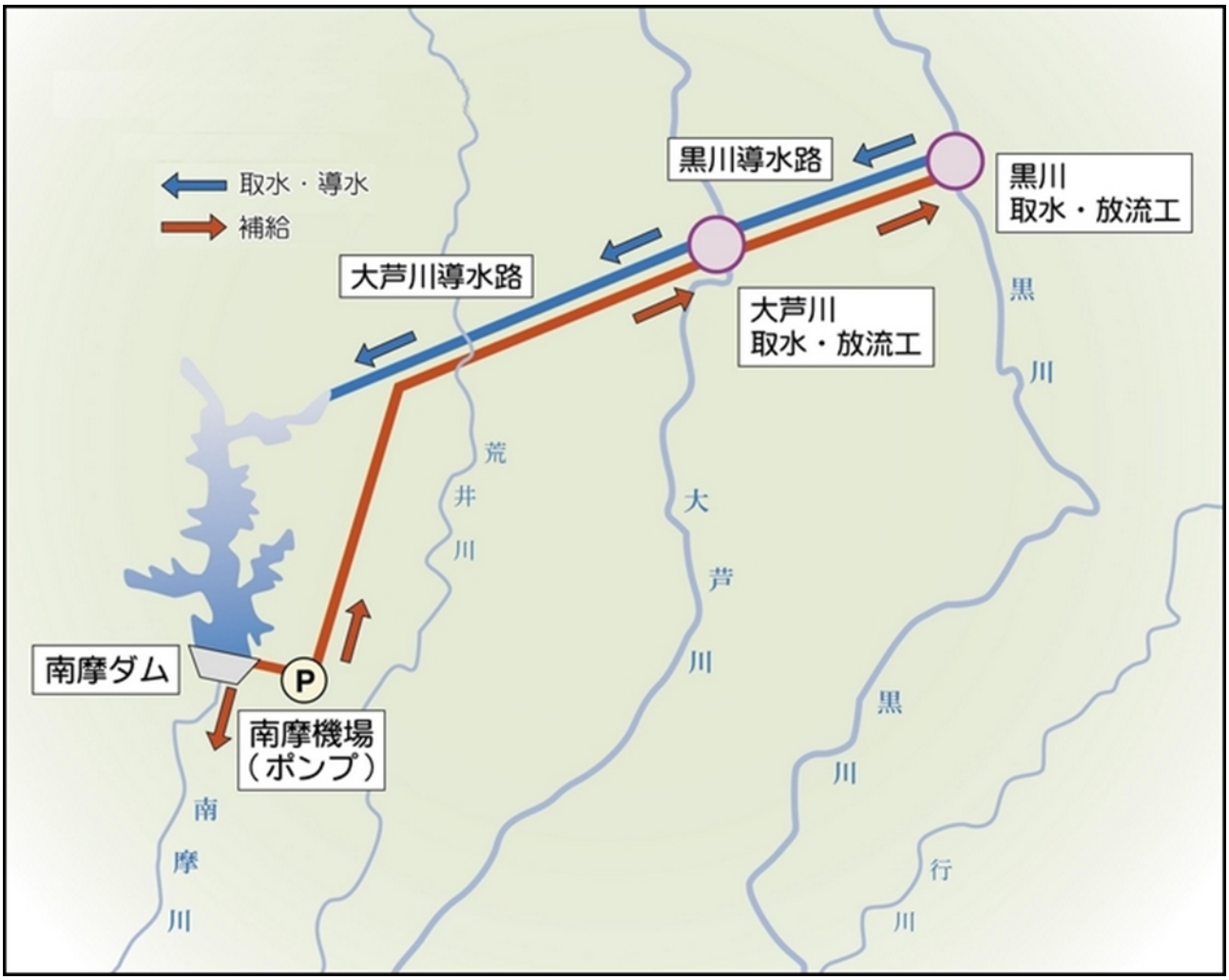

南摩ダムは集水域が極めて狭いところに位置していてさほどの水量を貯めることができないことから、この地図が示すように、東の大芦川と黒川から取水して南摩ダムに導水します。逆に大芦川と黒川が渇水になった時は、南摩ダムからポンプアップして補給するシステムになっています。

南摩ダムの貯水容量の内訳は次の通りです。

総貯水容量　　5,100 万㎥　（堆砂容量　100 万㎥）
有効貯水量　　5,000 万ｍ³
洪水調節容量　　500 万ｍ³
利水容量　　4,500 万ｍ³
内訳
水道用水　　1,675 万ｍ³
流水の正常な機能維持　2,825 万ｍ³

○　洪水調節：南摩ダム予定地の南摩川は小川のような川であって、洪水調節の意味はほとんどありません。そのため、小さな洪水調節容量になっています。

○　水道用水：栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団の水道水源を開発することになっていますが、いずれの水道も水需要が減少傾向にありますので、思川開発の水源を必要としていません。

栃木県は思川開発の水を使うところがないので、栃木市、下野市、壬生町に無理矢理押し付けようとしています。

○　流水の正常な機能維持：有効貯水量の 56.5%が「流水の正常な機能維持」です。渇水時の補給のために必要とされていますが、特段の必要性はなく、ダムの規模を大きくするための増量剤のようなものです。

2．思川開発の簡単な経緯

水源連は 1998 年に思川開発問題で現地視察・全国集会・総会を開催しています。

当時は現地で反対運動が展開されていましたが、今は残念ながら、過去のことになっています。

思川開発に対しては 1990 年代から栃木の人たちが「思川開発事業を考える流域の会」を結成して反対運動に取り組んできています。

また、2004 年から 2014 年まで栃木の人たちが「ムダなダムをストップさせる栃木の会」を結成して思川開発、湯西川ダム、八ッ場ダムの 3 ダムの中止を求めて住民訴訟に取り組みました。

しかし、他のダム事業と同様に、思川開発もダム検証によって 2016 年に事業推進のお墨付きが出て、工事が進められています。

本体工事および大芦川・黒川からの導水路工事は未着手です。完成予定は 2024 年度になっていますが、遅れることは必至だと思います。

思川開発の事業そのものの経緯は次の通りです（水資源機構・思川開発所のホームページより）。

1969 年度	実施計画調査に着手　（事業地内の移転予定世帯数 74 戸）
1994 年 11 月	事業実施計画の認可
2001 年 8 月	損失補償基準に関する確認書の合意
2005 年 3 月	南摩ダム水没地の移転契約完了（事業地内 74 戸すべて）
	水特法に基づく水源地域整備計画認可
2009 年 3 月	仮排水路トンネル工事着手
2016 年 8 月	国土交通省がダム検証の結果により、「思川開発は継続」とする対応方針を決定

3. 視察場所の紹介

以下、南摩ダムサイト予定値周辺→南摩ダム事業地（水没予定地）→大芦川取水・放流工→黒川取水・放流工の順に、写真で紹介します。

仮排水路出口（転流工出口）　ダム堰堤工事に入る前に、川のバイパスとして仮排水トンネル（転流工）を設けます。この工事は終了していました。

ダム堰堤に沈む思川は小川そのもので、本当に小さな川です。この小川をせき止めて、総貯水容量 5,100 万m^3ものダム湖を造ろうと

水没予定地の一コマです。付替え道路工事の残土が野積みされています。

水没予定地ではこのように野草が伸び伸びと命を謳歌しているように見えました。

水没予定地の自然破壊はあまり進んでいないのが幸いです。この状況を見た人は「今からでもて遅くない、中止を勝ち取らねば！」が思われることでしょう。

大芦川取水・放流工予定地付近：大芦川にかかる「くねのばら橋」から上流側の風情です。とても良好な雰囲気です。

黒川取水・放流工予定地付近：黒川は山中川桜並木で知られています。そのすぐ上流が取水・放流工が造られることになっています。

今年で既に 50 年が経過している事業です。74 戸が止む無く移転に応じて 13 年が経過しました。

しかし、思川開発が不要な事業であることは明らかなのですから、地元の豊かな自然を守るためにも、中止させることができればと思いました。

栃木県南地域水道問題全国集会報告

2018 年 11 月 25 日総会に続いて 13 時 15 分から同じ栃木市国府公民館で栃木県南域水道問題全国集会が開催されました。

集会は次のプログラムに沿って、進みました。

開会あいさつ

大木一俊弁護士　　主催者代表

記念講演

「新規水源開発事業の不合理性を検証する」

－ 講師：太田正先生（作新学院大学名誉教授） －

「鬼怒川水害と西日本豪雨災害」

－ 講師：嶋津暉之氏（水源開発問題全国連絡会共同代表）

現地報告　高くてまずい水はごめんだ！

「三ダム訴訟・思川開発事業について」

大木一俊弁護士（三ダム訴訟弁護団）

「ダムのための無駄な利水計画」

早乙女正次氏（元栃木県職員）

栃木市・下野市・壬生町住民の取り組み

「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」の主な取組み

大塚育子氏（思川開発事業と栃木市の水道を考える会）

「思川開発事業（水道水源への表流水導入）に関する下野市での動き」

益子友幸氏（下野の水道水を考える市民ネットワーク）

「壬生町の水と環境を守る会」活動報告

梁川典子（壬生町の水と環境を守る会）

意見交換

閉会のあいさつ

服部　有氏（栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク）

全国集会では、現在、私たちが抱えているダム問題を打開していくための情報の提供と考え方の提示がされました。栃木県では思川開発（南摩ダム）の水を県南 3 市町（栃木市、下野市、壬生町）に無理矢理使わせる県南水道用水供給事業が進められようとしています。3 市町の水道は現在は最高の水道水源である地下水のみを使用しており、県の事業が強行されれば、水道水質の低下と水道料金の大幅値上げが必至です。3 市町の皆さんが県の事業を阻止すべく、闘いを展開していることを熱っぽく語られていたのが印象的でした。地下水を南摩ダムの水に切り替える愚策を何としても中止させたい、それが私たち共通の思いでした。

太田　正氏、嶋津暉之氏、大木一俊氏、早乙女正次氏が講演で使用したスライドは、それぞれの方の了解のもとに水源連ホームページにアップしましたので、下記のＵＲＬでご覧ください。

http://suigenren.jp/news/2019/02/16/11314/」

抗議行動続く！「石木ダムのその後」

1） 現地の工事

現地では付替え道路工事に対して、その中止を求める抗議行動が毎日続いています。地元および支援者が抗議し続けていることで、工事は長崎県の予定よりもはるかに遅れています。

2） 裁判

① 事業認定取消訴訟控訴審

✧ 第１回口頭弁論

12 月 19 日 10 時から福岡高等地方裁判所で第 1 回口頭弁論が開かれました。

地元および支援者がバスをチャーターして駆け付けました。福岡市内の支援者も大勢傍聴に参加しました。

控訴人二人と弁護団三名が一人当たり持ち時間 10 分ということで意見陳述しました。

- 控訴人陳述
  - ・ 石丸　勇　控訴人　　遠藤保男　控訴人
- 弁護団陳述
  - ・ 利水担当　高橋謙一弁護士　　治水担当　田篭克博弁護士　　馬奈木弁護団長
- 次回
  - ・ 次回は 3 月 11 日 14 時からです。
- この日の内容（本人陳述内容、提出されて書面など）の詳細は、
  http://suigenren.jp/news/2018/12/20/11223/
  に掲載しました。是非、ご覧ください。

② 工事差止訴訟

✧ 第９回口頭弁論

2019 年 1 月 15 日、長崎地方裁判所佐世保支部で工事差止訴訟第 9 回口頭弁論が開かれました。証人申請についての審議となりました。

私たち控訴人側は、利水目的の証人として現佐世保市水道局長である谷本薫治氏、治水目的の証人としてその費用対効果について嶋津暉之氏（水源連共同代表）を申請しています。

裁判所は「証人尋問は、裁判所の都合で 7、8 月を除いた前後の月で市議会が開かれていない 5 月はいかがか」と提案しました。

結局、この日は証人採用については具体化することなく終了し、次回は 3 月 12 日 16 時 30 分からとなりました。前日の 3 月 11 日は 14 時から福岡高裁での事業認定取消訴訟第 2 回口頭弁論です。二日連続の裁判期日となります。

この日の様子は事後に開かれた報告集会とともに、「石木川まもり隊」のホームページに臨場感にあふれる記事が掲載されています。下記 URL をご覧ください。

http://ishikigawa.jp/blog/cat01/4779/

3） 公共事業チェック議員の会による国交省・厚労省ヒアリング

2018 年 7 月 18 日の関係省部署との公開申入れの積み残し宿題とその後の新たな問題について、2019 年 2 月 7 日 14 時から 16 時まで、衆議院第一議員会館第 4 会議室で、「公共事業チェック議

員の会」による国土交通省の土地収用管理室と治水課、厚生労働省水道課からのヒアリングが行われました。詳しくは、右 URL をご覧ください。http://suigenren.jp/news/2019/01/31/11289/。

◎　国の出席者

- 国土交通省(14:00～15:00)
  水管理・国土保全局治水課　佐藤　彰・課長補佐、水谷一馬・係長
  総合政策局総務課土地収用管理室　中村　萌・企画専門官、鈴木篤史・係長
- 厚生労働省(15:00～16:00)
  医薬･生活衛生局水道課　出口桂輔・　課長補佐、倉澤秀之・上水道係長

◎　国会議員（公共事業チェック議員の会）

初鹿明博　衆議院議員（議員の会・事務局長）
大河原雅子　衆議院議員（議員の会・事務局次長）
山添　拓　参議院議員

以下、質問と回答の概要

- 国土交通省土地収用管理室　中村　萌・企画専門官
  無駄な事業であるから事業認定を取消すよう求めました。その口頭回答は、長崎県が努力する、答えられないなどの連続で、真摯さは皆無でした。行政不服審査制度についても審査請求者の権利の保護が目的であることを忘れた対応で終始しました。
- 国土交通省治水課　佐藤　彰・課長補佐
  河川事業としての石木ダムを補助事業採択しているのが治水課ですので、もはや必要性のない事業であること、13 世帯が決して移転に同意することがないので、補助事業を解除するよう求めましたが、長崎県が努力しているの一点張りでした。石木ダムの 費用対効果 1.25 の内訳については確認したことがなく、石木ダムの主目的である川棚川下流の洪水調節については長崎県の計算では費用対効果が極めて低く、継続する事業に値しないことを指摘したところ、はじめて聞いたという印象でした。
- 厚生労働省水道課　出口桂輔・課長補佐
  佐世保市が石木ダム事業への参画の再評価を 2012 年度の後、実施していない問題を取り上げました。佐世保市水道の水需要が減少し続けているので、再評価が難しくなったことから、市は再評価の実施をサボタージしてきています。
  「2012 年度再評価は、本体工事等の着工前評価」と理解しているので、10 年間は再評価をしなくてよい。社会情勢の変化があれば再評価が必要だが、今はまだ、佐世保市に対して要請する必要があるとは認識していない。」の回答でした。この回答に対する質疑応答で予定の 1 時間が過ぎてしまいました。

北小岩一丁目スーパー堤防差止訴訟の第５回控訴審での証言

嶋津暉之

東京都江戸川区の北小岩一丁目スーパー堤防の差し止めを求める訴訟の第５回控訴審が１月 18 日（金）の午後、東京高等裁判所 101 号法廷で開かれ、証人尋問が行われました。証人は次の３人でした。

嶋津暉之（元・東京都環境科学研究所研究員）、青野正志（国交省関東地方整備局河川部河川調査官）、金澤裕勝（元・国交省江戸川河川事務所所長）

次回の第６回控訴審は３月 15 日（金）午後２時からで、結審となります。

ここでは、私（嶋津）の証言の要旨を紹介します。

証言で使用したスライドは水源連のＨＰに掲載しましたので、

http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/01/596f60a2e4aad001fbdac8b5120fd594.pdf

をご覧ください。

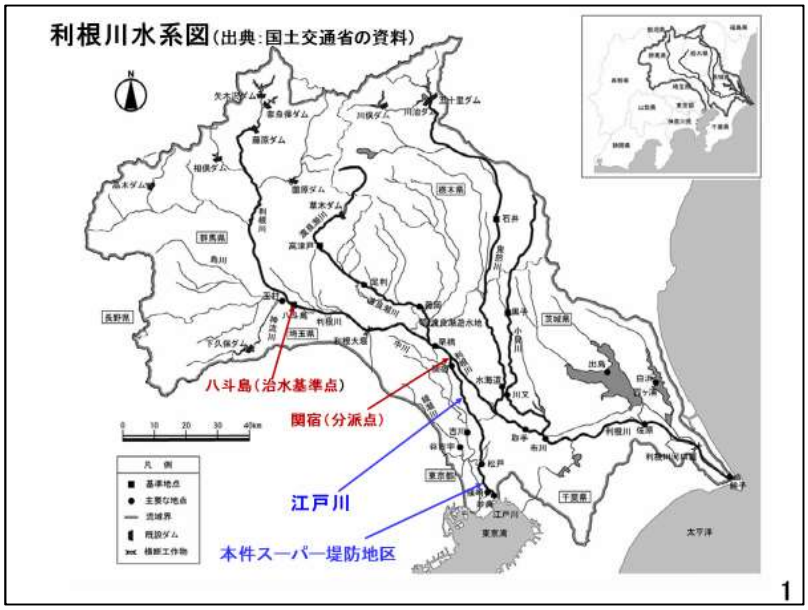

証言の要旨

１　本件スーパー堤防対象地区は治水の安全度が非常に高く、スーパー堤防を整備する必要性が皆無である。

①　本件地区は流下能力が高く、利根川河川整備計画により、今後 30 年間（2013 年以降）で達成する治水安全度 1/70～1/80（河道目標流量 5,000 ㎥／秒）を超える十分な流下能力がすでに確保されている。

（スライド１）（スライド５）

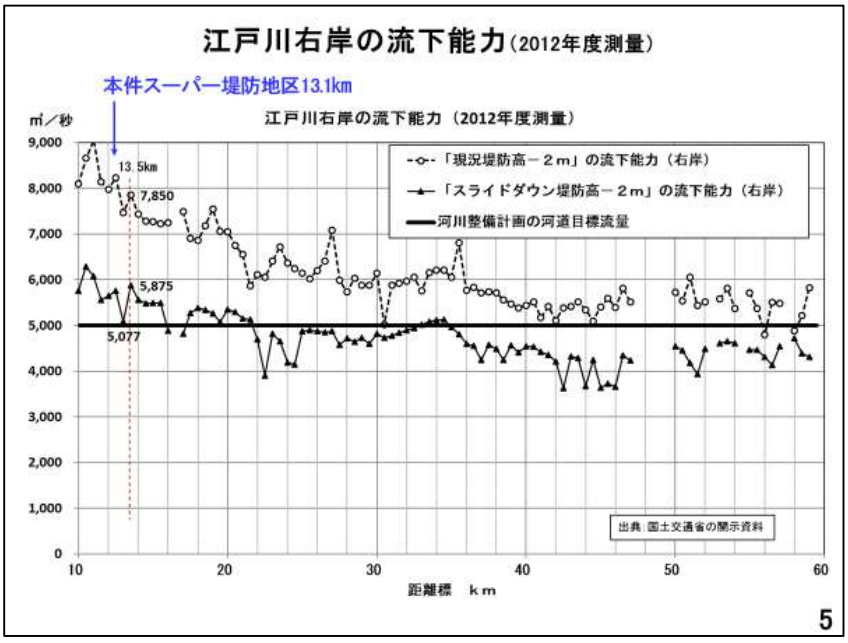

②　江戸川の左岸、右岸では河道目標流量を下回っている区間が大半を占めており、大幅に不足しているところも少なくない。今後の河川整備はそのような流下能力不足区間の改善に力を注がなければならないにもかかわらず、その改善を放置しておいて、十分な流

下能力がある本件地区で高額の河川予算を使ってスーパー堤防工事を行うのは、公平性を著しく欠いた、誤った河川行政である。

③　国交省の報告書では本件地区は、上流で溢れないという前提でも、利根川河川整備基本方針の治水安全度の長期目標 1/200 の洪水が来ても、越水しない計算結果が示されている。実際には流下能力が低い上流部で溢れるから、もっと大きな洪水でも本件地区で越水がないことは確実であり、本件地区は安全度が非常に高い。

④　本件地区は東京低地の中では地盤高が相対的に高く、A．P．で 3mを超えており、ゼロメートル地帯（東京湾満潮面 A．P．2m以下）ではないから、水害が襲う危険性がほとんどない。

２　スーパー堤防の整備は遅々として進んでおらず、計画対象区間の整備を完了するのに約 700 年の年数が必要であり、スーパー堤防は治水対策としての意味を失っている。

①　江戸川下流部のスーパー堤防の計画区間 22ｋｍにおいて整備が終わった 7 地区でスーパー堤防の 1：30 の基本断面が確保された距離数は延べ 630mに過ぎず、整備率は 2.9%にとどまる。

（スライド 18）

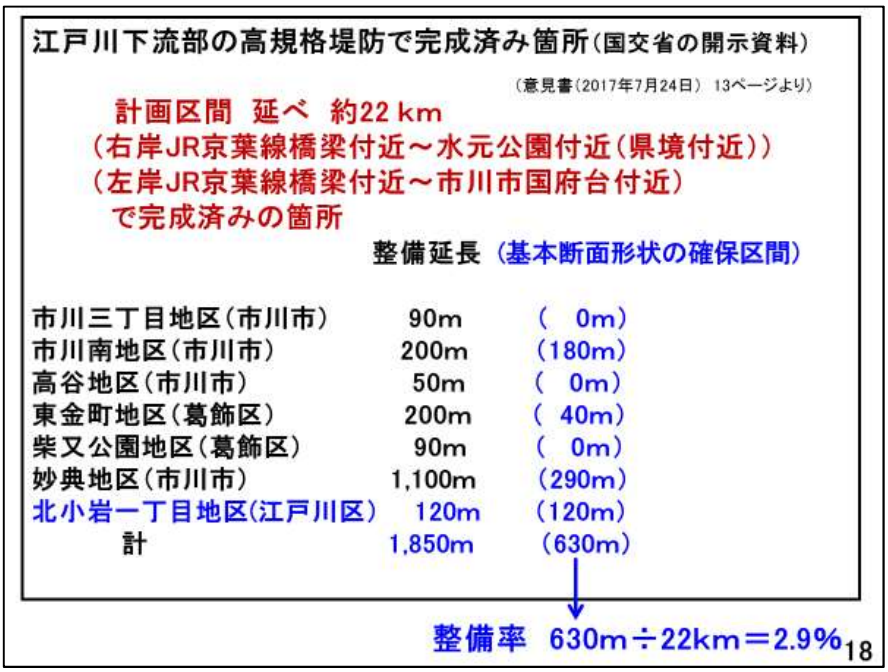

（スライド 20）

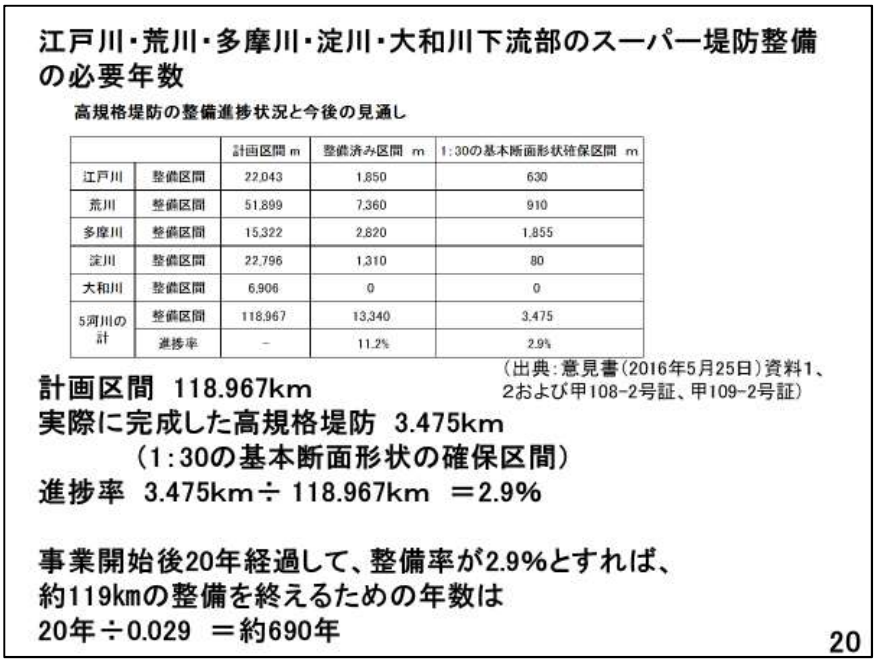

②　この整備率から計算すると、計画区間 22 ㎞を整備するためには約 690 年の年数が必要である。スーパー堤防の全対象河川（江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川の下流部）の整備状況も同様で、整備の終了に約 690 年の年数が必要である。

③　国交省にスーパー堤防整備の今後の実施計画を問うても、土地区画整理等のスケジュールに合わせる必要があるので、今後のスケジュールを示すことは困難だと答えるのみである。そもそもの誤りは、人々が住んでいる場所にスーパー堤防をつくるという手法そのものにあり、大勢の住民を、何年

か土地区画整理等で立ち退かせて整備するというスーパー堤防整備の仕組みそのものが間違っている。

④　本件地区のスーパー堤防 120ｍの整備費用は江戸川区の土地区画整理事業と国交省の事業を合わせて約 64 億円であり、１ｍあたり約 5300 万円かかっている。この整備単価を使うと、江戸川下流部の整備に約１兆円の公費が必要となる。江戸川下流部だけでこのような超巨額の公費を注ぎ込むことができるはずがなく、スーパー堤防の整備は費用の面でも現実性を失っている。（スライド 22）

スーパー堤防の整備費用
北小岩一丁目スーパー堤防　整備距離120メートル
①　北小岩一丁目東部地区土地区画整理事業の事業費
（江戸川区）
事業計画（第3回変更）平成29年2月14日　（甲110号証）
51.01億円（国土交通省の負担金を含む）
②　江戸川高規格堤防整備事業（北小岩一丁目地区）の事業費
（国土交通省関東地方整備局）
再評価　平成25年5月9日　（甲111号証）
30.01億円（家屋移転の補償費17.16億円を含む）

上記②のうち、家屋移転の補償費は①と重複しているので、それを除くと、当地区の総事業費は51.01＋30.01－17.16＝63.86億円となる。
ただし、②はその後、増額されている可能性がある。

したがって、北小岩一丁目スーパー堤防の整備単価は1ｍあたり
63.86億円÷120m　＝約5300万円

この整備単価を使うと、江戸川の未整備区間　約20kmの整備費用は
5300万円/m　×20km　＝　1.06兆円
22

３　国交省はすでに技術的に確立している安価な耐越水堤防工法の存在を認めず、全国河川の氾濫防止対策の推進にブレーキをかけている。スーパー堤防事業が現在の治水行政を大きく歪める元凶になっている。

①　洪水の越水があっても簡単には決壊しない耐越水堤防工法の調査研究が建設省土木研究所で 1975 年から 1984 年にかけて進められた。その研究成果を踏まえて、建設省が一級水系の９河川で、耐越水堤防工法を実施した。（スライド 24）

②　建設省はその実施例を踏まえて、耐越水堤防工法の普及を図るため、2000 年３月に「河川堤防設計指針（第３稿）」を発行し、同年６月に全国の関係機関に通知した。（スライド 25）（スライド 26）

耐越水堤防（フロンティア堤防・アーマーレビー（鎧型堤防））の実施例
（施工開始時期　1988～1998年度）　（意見書（2017年7月24日）資料4）

建設省土木研究所での耐越水堤防に関する実験結果を踏まえて、一級水系の河川で、フロンティア堤防、アーマーレビーの施工が1980年代の後半から実施されるようになった。

フロンティア堤防・アーマーレビーの一覧　（国土交通省の資料 2016年9月9日）

	河川名		所在市町村	施工時期	施工延長
	水系名	河川名			
	石狩川	美瑛川	北海道上川郡美瑛町	平成元年度～平成11年度	4.6km
	留萌川	留萌川	北海道留萌市	平成2年度～平成3年度	2.9km
	雄物川	雄物川	秋田県大仙市	平成2年度～平成6年度	1.6km
○	那珂川	那珂川	茨城県水戸市、ひたちなか市、那珂市	平成10年度～平成15年度	9.0km
○	信濃川	信濃川	新潟県長岡市	平成2年度～平成11年度	1.5km
○	雲出川	雲出川	三重県津市	平成8年度～平成11年度	1.1km
	加古川	加古川	兵庫県加古川市	昭和63年度～平成7年度	3.4km
	江の川	馬洗川	広島県三次市	平成2年度～平成9年度	0.8km
○	筑後川	筑後川	福岡県久留米市	平成8年度～平成13年度	1.1km

○フロンティア堤防

〔注〕フロンティア堤防とアーマーレビーの差はなく、次第にフロンティア堤防の名称に統一されるようになった。
24

③　ところが、2002 年７月、国交省はこの「河川堤防設計指針（第３稿）」を廃止する旨を通知した。

④　国交省の姿勢が 180 度変わった理由は、2001 年 12 月に熊本で開かれた川辺川ダム住民討論集会にあると考えられる。この集会では球磨川の萩原で耐越水堤防を導入すれば、川辺川ダムは不要ではないかということが議論になった。この議論により、国交省は耐越水堤防の存在がダム事業推進の妨げになると考えたと推測される。

⑤　その後、国交省は耐越水堤防工法の技術を認めず、その導入にストップをかけており、現在の技術レベルではスーパー堤防以外に越水に耐えられる堤防の構造は確立されていないと答えている。

（スライド 31）

⑥　国交省の本音はダム建設とスーパー堤防の推進の妨げになる耐越水堤防工法を認められないというところにあり、そのことが、日本の河川はどこも越水に耐えられる堤防に強化する見通しが何もないという異常な状況をもたらしている。

⑦　スーパー堤防事業は遅々として進まず、治水対策になっておらず、さらにスーパー堤防という事業があるがために、国交省は、すでに技術的に確立している耐越水堤防工法の存在を否定している。そのようにスーパー堤防事業は現在の治水行政を大きく歪める元凶になっているので、すみやかに廃止されなければならない。

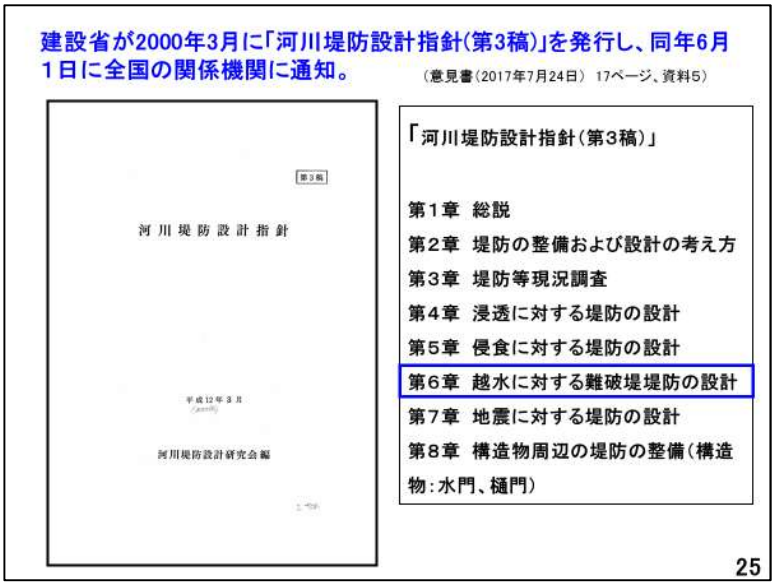

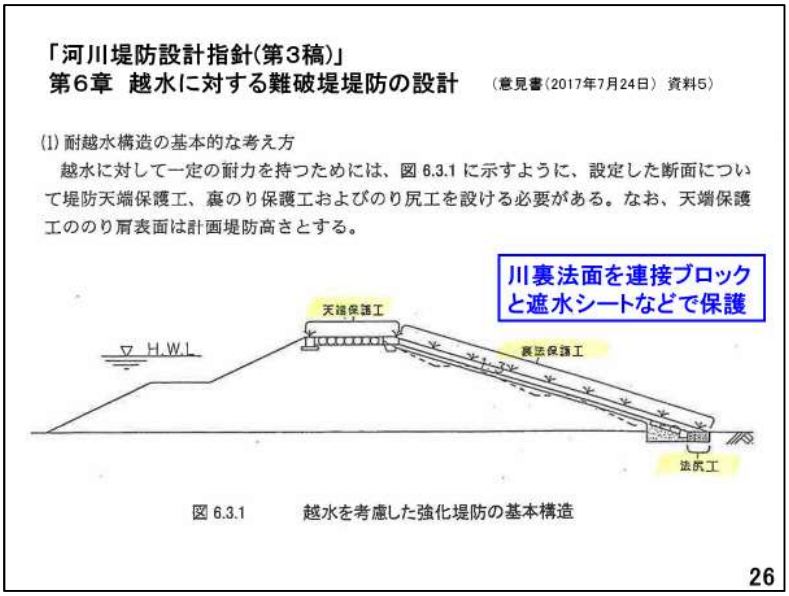

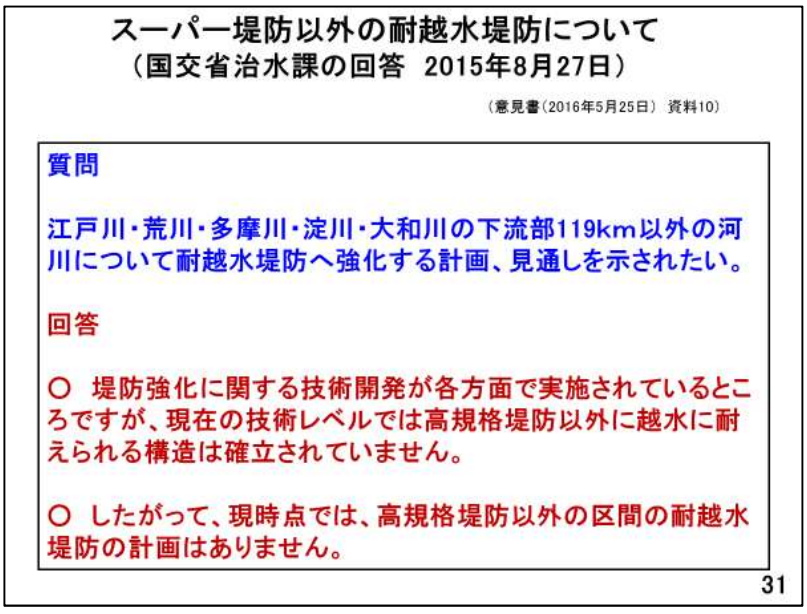

鬼怒川水害訴訟の第１回口頭弁論（2018 年 11 月 28 日）

2015 年 9 月の台風 18 号では鬼怒川下流部で堤防が決壊し、無堤地区で大規模な溢水があって、その氾濫が茨城県常総市の鬼怒川左岸側のほぼ全域におよび、凄まじい被害をもたらしました。

この鬼怒川水害は、氾濫の危険性が極めて高い箇所を放置してきた国土交通省の誤った河川行政が引き起こしたものです。

そこで、昨年 8 月 7 日、国家賠償法により、被災者約 30 名が国に対して損害賠償を求める裁判を起こしました。11 月 28 日、この裁判の第１回口頭弁論が水戸地裁下妻支部でありました。

第１回口頭弁論では、最初に若手の鈴木裕也弁護士がパワーポイントを使って、水害発生の原因、国の河川管理の誤りを具体的に説明し、国の責任をあらためて追及しました。その後、原告の赤羽武義さんがこの水害によって奥さんを亡くされたやるせない思いを語り、続いて、花卉栽培会社を経営している高橋敏明さんがこの水害によって多大な損害を受けたことを克明に語りました。

原告お二人の切々たる思いが伝わる意見陳述をお聞きして、この裁判を何としても勝たなければならないと思いました。

第２回口頭弁論は 3 月 20 日の予定でしたが、審理する裁判所が変わる可能性が出てきましたので、2 月 15 日段階では未定です。

第１回口頭弁論についての新聞記事を下記に掲載します。　　（嶋津暉之）

国は全面的に争う姿勢　鬼怒川水害国賠訴訟　裁判始まる

（ＮＥＷＳつくば 2018 年 11 月 29 日） https://newstsukuba.jp/?p=10613

（写真）第１回口頭弁論終了後の住民側報告集会で意見交換する住民と弁護士ら＝下妻市内

【鈴木宏子】常総市に甚大な被害をもたらした 2015 年 9 月の鬼怒川氾濫で、水害が発生したのは国交省の河川管理に瑕疵（かし）があったためだとして、住民 32 人と企業 1 社が国を相手取って総額約 3 億 4400 万円の損害賠償を求めた国家賠償訴訟＝8 月 7 日付け＝で、第１回口頭弁論が 28 日、水戸地裁下妻支部（伊藤一夫裁判長）で開かれた。国側は訴えの棄却を求め、全面的に争う姿勢を見せた。ただしどのような主張を展開して争うかについては、次回以降の準備書面で明らかにするとした。

この日の裁判は傍聴者の抽選が行われ、法廷は住民や支援者らで満席となった。法廷では住民側弁護団がプロジェクターを使い、法廷に設置されたスクリーンに、水害が発生した原因や国の河川管理の問題点などを大写しにして、国の責任を改めて追及した。

続いて原告住民２人が意見陳述をした。常総市の赤羽武義さん（78）は水害の翌年２月、妻を災害関連死で亡くした経緯を話し、時折言葉を詰まらせながら「水害が無かったならば私の妻は死ななくてすんだ。水害は防ぐことができた」と話した。

花き園芸会社を経営する同市の高橋敏明さん（64）は、水害で花や観葉植物など10万株を失ったと話し「国は責任から逃げている」などと訴えた。

訴状によると鬼怒川水害の原因は、国が若宮戸地区の無堤防状態を放置し河川区域に指定しなかったことから規制が及ばず、ソーラーパネル事業者によって自然堤防の砂丘林が削られたこと、堤防が決壊した上三坂地区は、地盤沈下が進み堤防の高さが年々低くなっていたが国は改修を後回しにしたこと、市中心部の水海道地区は、排水河川である八間堀川の排水機場の運転再開が操作規則に違反して遅れたことなど国の管理に瑕疵があったためだなどと主張している。

次回第２回口頭弁論は2019年３月20日午後３時から行われる。

国、請求棄却求める　地裁下妻支部で初弁論　／茨城

（毎日新聞茨城版2018年11月29日）

https://mainichi.jp/articles/20181129/ddl/k08/040/016000c

２０１５年９月の関東・東北豪雨で鬼怒川が氾濫したのは、国の河川管理に不備があったためとして、被災した常総市の住民ら約３０人が総額約３億４４００万円の損害賠償を国に求める訴訟の第１回口頭弁論が２８日、水戸地裁下妻支部（伊藤一夫裁判長）であった。国は答弁書で請求棄却を求めた。

原告数は提訴時の２９人と１法人から３人増え、請求総額も約９００万円増えた。原告住民２人が意見陳述した。

水害から５カ月後に死亡した妻芳子さん（当時７５歳）が災害関連死と認定された赤羽武義さん（７８）は、「裁判に加わったのは、水害がなかったら妻は死ななくてすんだという思いが強いから。心の中の妻と一緒に裁判に参加したい」と述べた。

また、観葉植物や花卉（かき）類の農園が浸水した高橋敏明さん（６４）は「水害が人災であり、そのために私たちはどれだけつらく、苦しい目にあったか、国は分かっているのでしょうか。国の言動は責任から逃げているとしか思えない」と訴えた。

この豪雨では、常総市の市域の３分の１にあたる約４０平方キロが浸水。災害関連死の１２人を含め１４人が死亡した。

訴状によると、鬼怒川が越水した同市若宮戸付近は私有地で堤防がなく、砂丘が堤防の役割をしていたが、民間業者が１４年春にソーラーパネルを設置するため掘削するのを止めなかったのは、国の河川管理の不備と主張している。

【宮田哲】

鬼怒川氾濫訴訟　国側は争う姿勢　地裁支部で初弁論

（東京新聞2018年11月29日）

二〇一五年九月の関東・東北豪雨で茨城県常総市の鬼怒川が氾濫したのは国の河川管理の不備が原因として、被災した市民ら約三十人が、国に計約三億三千万円の損害賠償などを求めた訴訟の第一回口頭弁論が二十八日、水戸地裁下妻支部（伊藤一夫裁判長）であった。

国側は全面的に争う姿勢を示し請求棄却を求めた。

弁論で、原告二人が意見陳述。温室などが水没し被害額五千万円以上という園芸会社の男性経営者は「どれだけ大変な目に遭ったのか、国は分かっているのか。責任から逃げているようにしか見えず、反省してもらいたい」と訴えた。

訴状によると、市内の上三坂地区で決壊した堤防は、地盤沈下で低くなっていたのに、国がかさ上げを怠ったと主張。

さらに上流で大量に水があふれた若宮戸地区は、自然堤防の砂丘しかなく、民間業者の太陽光発電施設の設置工事で削られるなどし、治水対策が不十分だったとしている。

国側は、具体的な主張を次回に提出するとした。

（宮本隆康）

（写真）第１回口頭弁論後、原告弁護団が開いた報告集会＝28 日、茨城県下妻市で

朝日新聞茨城版　2018 年 11 月 29 日

常総水害訴訟 国は争う姿勢

「責任ない」請求棄却求める

2015年9月の常総水害が起きたのは、国の河川管理に問題があったからだとして、被災者らが国に約3億4400万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が28日、水戸地裁下妻支部（伊藤一夫裁判長）であった。国側は「責任はない」として請求棄却を求め、争う姿勢を示した。

訴状では、若宮戸、上三坂、水海道の3地区で国の河川管理に問題があったため、水害が起きたと主張。若宮戸地区では、堤防の役割を果たしていた砂丘林を水害前に河川区域に指定せず、民間業者に一部掘削を許可したため、堤防が安全性を保てる「計画高水位」を下回り、付近から溢水したなどとしている。

同日の口頭弁論では、原告の男性2人が意見陳述した。災害関連死で妻の芳子さん（当時75）を亡くした常総市の赤羽武義さん(78)は「水害がなければ妻は死ななくてよかった。心の中の妻と一緒に裁判に参加したい」と述べた。

原告弁護団によると、8月7日の提訴時の原告は被災者29人と1法人だったが、その後新たに3人が追加提訴し原告に加わった。

西日本豪雨災害のその後

昨年７月の西日本豪雨災害は被災地に凄まじいダメージを与えました。その後の状況を伝える記事、ニュースをネットで数多く見ることができます。ここでは紙数の関係で肱川関係の３点に絞って、紹介することにします。(嶋津暉之)

○　肱川水系河川整備計画を住民参加でゼロから見直しを

昨夏の西日本豪雨において野村ダムと鹿野川ダムの放流で愛媛県・肱川が大きく氾濫したことの根本原因は、ダム事業を優先して河道整備を後回しにしたダム偏重の肱川水系河川整備計画そのものにあります。

12 月 20 日、肱川水系河川整備計画を住民参加でゼロから見直すことなどを求める決議文が国と県に提出されました。

最も真っ当な要求であり、この要求に沿って河川行政を変えていくことが是非とも必要です。

[愛媛豪雨災害] 肱川整備計画見直しを　大洲講演会実行委が国に決議文提出

(愛媛新聞 2018 年 12 月 21 日)　https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20181221-21005001-ehime-l38

(写真) 肱川水系河川整備計画を住民参加でゼロから見直すことなどを求める実行委メンバーら＝20 日午後、大洲市中村

1 日に愛媛県大洲市であった西日本豪雨に伴う水害を検証する講演会を主催した実行委員会は 20 日、山鳥坂ダム建設を含む肱川水系河川整備計画を住民参加でゼロから見直し、新たな計画を構築することなどを国や県に求める決議文を国土交通省大洲河川国道事務所などに提出した。

決議文は、2004 年策定の整備計画に携わった肱川流域委員会の委員公募が実施されなかった経緯に触れ「住民参加が否定された。その結果成立したのが、ダム優先の整備計画だ」と指摘。堤防には「計画期間 (おおむね 30 年間) の約半分がたっても 3 分の 1 しか完成していない」と主張。当面の洪水対策を河床掘削と堤防建設に限ることなどを求めている。

決議文は国交省四国地方整備局長や大洲河川国道、山鳥坂ダム工事の両事務所長宛て。20 日は、実行委の 7 人が両事務所を訪れ、手渡した。大洲市中村の大洲河川国道事務所では、市議会が 18 日に整備計画の「河道内掘削を行わず」の文言削除などを求める陳情を趣旨採択したことに言及し、山鳥坂ダムを建設せず、河床掘削や堤防完成を進めるよう訴えた。

整備局と県は整備計画の変更内容を検討中で、両事務所は「整備局に報告する」とした。

○　ダム直下の住民は、氾濫がもたらした不条理に今も苦しめられている

昨夏の西日本豪雨では愛媛県肱川の野村ダムの放流が大氾濫を引き起こしました。ダム直下の住民は、この氾濫がもたらした不条理に今も苦しめられています。

再生の道標

西日本豪雨半年　集団移転、故郷裂く　愛媛、上流ダムの評価分かれ　「防集」不調、自治会解散

（毎日新聞大阪朝刊 2019 年 1 月 10 日）https://mainichi.jp/articles/20190110/ddn/041/040/012000c

（写真）集団移転を巡り解散した自治会「三島町組」のある地域では、取り壊された家、片付けを終えそのまま放置された家がある＝愛媛県西予市野村町地区で 2018 年 12 月 26 日、中川祐一撮影

西日本豪雨の際、ダムの放流で肱川が氾濫し５人が犠牲になった愛媛県西予市野村町地区。昨年暮れ、一つの集落が消えた。高台などへまとまって移る防災集団移転促進事業（防集）を巡り、集落は賛否で二分され、苦渋の選択で自治会を解散した。放流は「人災」との批判も上がる中、ダム直下の住民は、災害がもたらす不条理に今も苦しめられている。【中川祐一】

「忸怩（じくじ）たる思いだ」。先月１６日、野村公民館で開かれた集落の自治会「三島町組」の定時総会。組長の藤本一三さん（７６）は組を清算することを説明した。

集落は肱川の野村ダムから２キロ下流の右岸沿いに約４０世帯があり、昨年７月の豪雨でほぼ全戸が２階まで浸水。２人が亡くなった。

防集の話はすぐ持ち上がった。住民の一部から要望を受け、市は１１月まで説明会を３回開催。住民がまとめたアンケートでは、２６世帯のうち１９世帯が移転を希望した。

「故郷がなくなるとさみしいが雨の日は怖くて震える」。井関千代紀さん（５９）は車で避難中、橋上で濁流に１メートルほど押し流された。必死で橋を抜けると欄干まで濁流に沈んだ。あの家にはもう住めない。転居し新居を構える余裕はないし、今の土地も売るのは難しい。制度で市が土地を買い上げれば助かると、集団移転に期待する。

一方、「あの家で生まれ子も育てた」と大塚キクエさん（７０）はここで暮らし続ける。自宅は浸水したが修理を待つ。母（当時８１歳）を亡くした小玉由紀さん（５９）も畳店を再開。「もうダムもばかなことはしない」。ダム放流やその周知は国土交通省も改善するという。過ちは繰り返さないと考えている。

防集で移転が決まると元の居住地は「災害危険区域」に指定される。住み続けられるが新築は禁止され、新たな転入は見込めず残留する住民だけになる。

「私たちが死ぬのを待つんですか」。残るつもりでいた女性（７２）は、１１月の説明会で市職員に声を荒らげた。

意見はまとまらず移転は立ち消え状態となった。豪雨で被害の大きかった広島、岡山も含めた３県によると、防集が具体化したケースは把握していないという。リスクはあっても移転先は不便な場所になりがちで二の足を踏むからだ。三島町組では半分以上の世帯が自主的に転居する見通しで自治会の存続は難しいと解散を決めた。

定時総会は「解散式」となり、酒も交えた最後の集いとなった。移転への考えは違えど、長年ともに暮らしてきた。笑顔で抱き合い、涙も流した。最後に藤本さんが言った。「みんなどこに行ってもずーっと近所ぞ」

■ことば

防災集団移転促進事業

被災地住民に、高台など安全な場所へ集団での移転を促す事業。移転先の住宅団地の用地取得や造成費用などの４分の３を国が補助し、残りを市町村が負担する。合意形成や移転先の住居が１０戸以上となることが条件だが、新潟県中越地震や東日本大震災では５戸以上に緩和。１９７２年以来、東日本大震災を除いて延べ３５団体１８５４戸が移転。東日本大震災では２７団体８３９４戸に上った。

○　ダム全体のあり方への厳しい批判

西日本豪雨において野村ダムの放流により、大規模な氾濫があった愛媛県西予市野村地域で1月 22 日の夜、住民説明会がありました。この説明会について毎日新聞の記事と日テレのニュースを紹介します。

住民から非常に厳しい意見が出されています。「ダムを造ったこと自体に問題があるのではないか」と疑問を呈し、ダム操作ではなく「ダム全体のあり方」について検証の場を求める意見も出ました。

その意見の通りです。ダム操作の問題よりも、ダム建設ばかりに力を入れ、無堤防地区がかなり多い状況を長年放置し、河道整備を疎かにしてきたダム偏重の誤った河川行政が糾弾されるべきです。

西日本豪雨

肱川が氾濫　改善策「住民を無視」　ダム問題説明会で批判が相次ぐ　西予で国交省　／愛媛

（毎日新聞愛媛版 2019 年 1 月 24 日）https://mainichi.jp/articles/20190124/ddl/k38/040/444000c

昨年７月の西日本豪雨で野村ダムの緊急放流後に肱川が氾濫し、５人が死亡した西予市野村町地区で２２日夜、国土交通省四国地方整備局がダムの操作に関する検証会議でまとめた改善策などについて住民説明会を開いた。

住民からは改善策について「全く役に立たない」「下流住民を無視したものだ」と批判が相次いだ。豪雨から半年が過ぎても住民の安心は得られておらず、被害の深刻さが改めて浮き彫りにな

った。【木島諒子】

（写真）住民らの質問に答える川西浩二・野村ダム管理所長＝愛媛県西予市野村町の野村小で、木島諒子撮影

国、県、西予市のそれぞれ担当者が出席し、住民ら約１６０人が集まった。気象予測を活用して早期に放流する柔軟なダム操作の採用を見送ったことなどについて住民らは「気象庁もあてにならないのか」「ダムを造ったこと自体に問題があるのではないか」と疑問を呈し、ダム操作ではなく「ダム全体のあり方」について検証の場を求める意見も出た。

当時のダム操作の是非やその周知についても「(情報の) 受け取り手の意識が足りないとし、無知な住民が悪いといったとりまとめは許せない」などと批判や質問が次々と上がり、説明会は２時間の予定が３時間半に及んだ。

ダム側はこれまで「規則通り」との説明を繰り返すばかりだったが、この日は同整備局野村ダム管理所の川西浩二所長が「ダムはみなさまを守るのが使命。守れなかったことは申し訳ない」と一部謝罪する場面もあった。

川西所長は説明会後、報道陣の取材に「住民の声は身にしみた。限られた時間で精いっぱい説明した」と話し、「難しい話もあり、十分に伝えるためには今後も説明の場を設けていかないと、と考えている」と話した。

ダム緊急放流問題　野村ダム所長が謝罪

（日テレＮＥＷＳ24　2019.01.23 15:14）http://www.news24.jp/nnn/news16401633.html

去年７月の西日本豪雨でダムの放流後、肱川が氾濫し５人が死亡した西予市で２２日夜、住民説明会が開かれ、野村ダムの所長は「住民を守るダムの使命が果たせなかった」と謝罪した。

野村ダムと西予市、それに愛媛県が開いた説明会で住民からは治水対策が不十分なままダムが運用されてきたとして河川改修を早急に求める意見などが出た。

また、甚大な被害が出たことに対し謝罪を求める声も上がった．これに対し野村ダム管理所の川西浩二所長は「野村ダムは皆さまを守るのが職務、使命でありその点については大変申し訳なく思っている」などと謝罪した。

そして、川西所長は今後、治水対策を進めてダムへの流人量に応じて早い段階から放流量を増やすなどダムの操作規則を変更していく方針を示した。

また、愛媛県は５月をめどに洪水浸水想定区域図を作成することなどを説明していた。

水道等の民営化（施設運営権の譲渡）の実際

１　水道法の改正

水道法の一部を改正する法律案が１２月の臨時国会で可決されました。７月の通常国会では衆議院で可決され、臨時国会では 12 月 5 日に参議院で可決、同日、衆議院で再可決され、改正法案が成立しました。賛成した会派は自由民主党、公明党、日本維新の会、希望の党、反対した会派は立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、無所属の会、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合でした。

水道法改正のポイントは二つあります。一つは「広域連携の推進」です。都道府県の主導のもとに、市町村水道の統合が進めることが可能になりました。

もう一つは「水道民営化」の道を開くことです。地方公共団体が施設の更新改造も含めて、水道施設の運営権（コンセッション方式※）を民間業者に約 20 年間、譲渡することが可能となりました。

なお、水道の民営化は今回の水道法改正だけではなく、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ※※法）」の改正もベースになっています。ＰＦＩ法そのものは 1999 年に制定されていますが、昨年 6 月にその手続きを簡素化するための改正が行われました

※コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

※※ＰＦＩ（Private Finance Initiative）

公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式。

水道法の改正とＰＦＩ法の改正により、日本でもこれから、水道等の民営化が検討されていくことになります。水道等の民営化については次のようなことが大いに危惧されます。

①　特に外国資本が入った民間企業の場合、企業の利益を上げるために経営の効率化が行われ、その利益が外国資本の株主に回され、水道の利用者に還元されないことになるのではないのか。

②　経営効率化といっても、その多くは人件費の削減によることになり、合理化で、働く人々にしわ寄せがいき、正規職員から非正規職員への転換が進むのではないのか。

③　水道という生活に身近な施設の運用を民間企業に丸投げするのは危険ではないのか。利益を追求するために様々なサービスが低下し、料金が上昇していくことになるのではないのか。

現在、水道等の民営化に熱心な地方自治体は、浜松市と宮城県です。その二つの地方自治体の状況を見てみましょう。

２　浜松市・西遠流域下水道事業の民営化

浜松市では西遠流域下水道事業の民営化が 2018 年度から始まりました。水道・下水道関係では国内初の例となる施設運営権の長期譲渡です。さらに、浜松市は水道事業も民営化する方針でしたが、市議会や市民団体から反対の声が強いことから、当面延期となりました。

すでに実施された下水道民営化の実態は次の通りです。

スライド１の通り、水処理世界最大手の仏ヴェオリアと日本の会社が設立した浜松ウォーターシンフォニー株式会社が 20 年間運営を行うことになりました。

市が運営権を譲渡するのは西遠流域下水道事業の下水処理場と中継ポンプ場２カ所で、下水管の部分は譲渡されません。

運営権譲渡の対価は 25 億円です。民営化で 20 年間の総事業費を約 86 億円削減できるとされています。

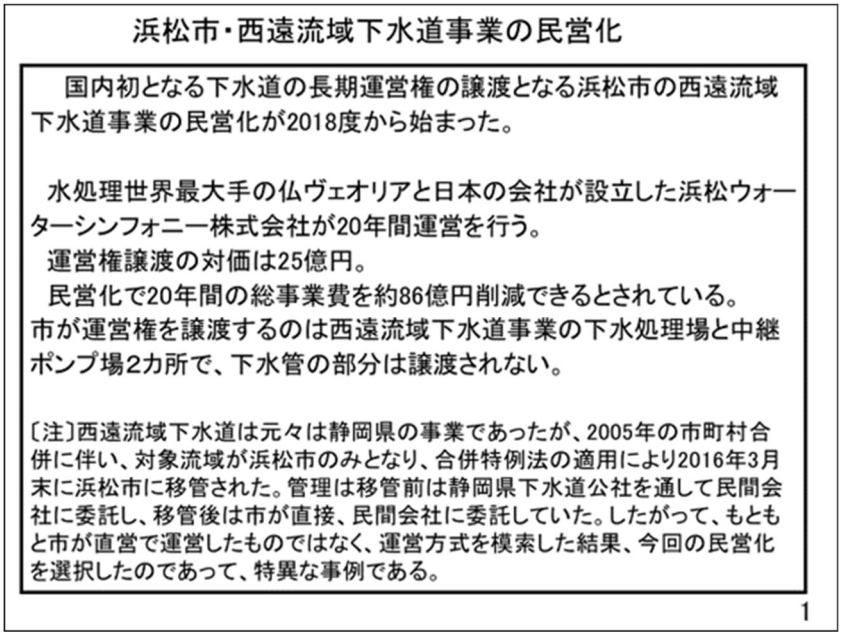

スライド２の通り、料金の収受は市が行い、料金収入の 24％を運営権者に渡すことになっています。

なお、運営権者が行う処理場等の改築費の負担割合は、運営権者 10％、市 35％、国庫補助金 55％になっています。運営権者にとって随分有利な仕組みですが、改築した資産が市の資産になるからという理由のようです。

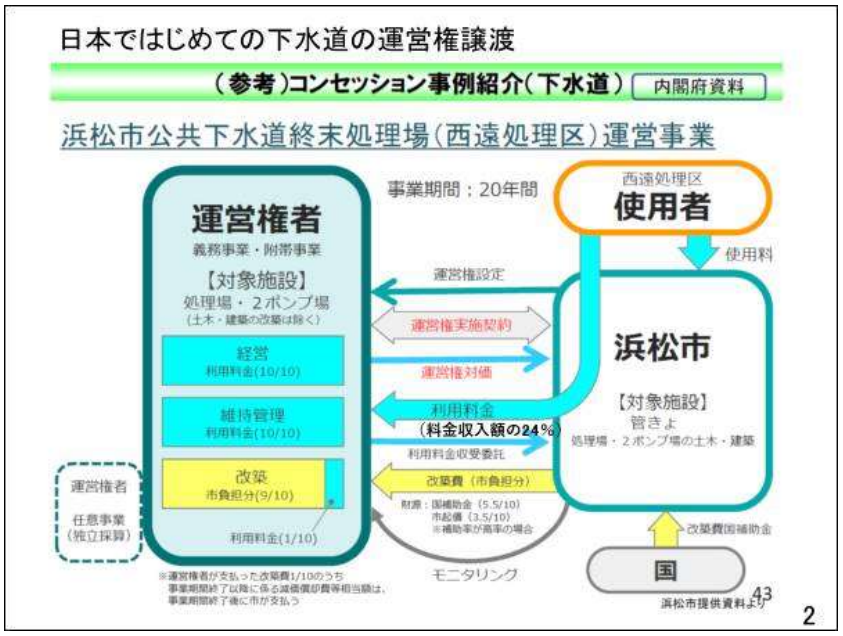

スライド３の右側は、20 年間で約 86 億円も削減できるという根拠資料を情報公開請求で入手したものです。わかりにくい資料ですが、要点は次の通りです。

（86 億円は現在価値に換算した金額（将来の価値を 20 年国債の利率で割り引いて 20 年間の効果を現在価値に換算した金額（割引率 1.59％/年））で、現在価値化前は 106 億円の削減）

・人件費が 33 億円増加、運営業務等委託費が 25 億円減少　→　従来は民間会社に委託していたが、管理の一部を運営権者が直営で実施

・修繕費が 46 億円減少、改築費が 72 億円減少　→　耐久性がある設備を導入、調達方法の改善（長期契約等）など

・ユーティリティ（電気代、薬品費、消耗品費等）が 39 億円減少　→　機器、調達方法の改善など

３　水道・工業用水道・下水道の民営化を計画している宮城県

宮城県が水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の民営化を計画しています。村井 嘉浩知事の主導によるもので、村井知事は昨年 12 月、参議院厚生労働委員会で参考人として水道法改正賛成の意見を述べました。

2011 年度中には民営化を実施するということで、そのスケジュールで進んでいます。

スライド４の通り、民営化を計画しているのは、二つの水道用水供給事業、三つの工業用水道事業、四つの流域下水道事業です。

スライド５の通り、民営化を計画しているのは、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の管路を除く処理場等の部分で、資産の割合としては３割にとどまります。

スライド６の通り、民営化することにより、20 年間で水道・工業用水道・下水道で 166～386 億円（現在価値化前の数字は 335～546 億円）の費用が削減できることになっています。

４　上記の二つの事例を見て言えること

○　民営化は管路を除く部分のみ

浜松市・西遠流域下水道事業の民営化も、宮城県が計画中の水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の民営化も、管路を除く処理場等の部分であって、資産の割合としては３割程度にとどまります。

処理場等の管理の民間委託は従来から行ってきていることです。上記の民営化はそれに施設運営権の譲渡がプラスされたものですが、それで現状とどの程度変わるのか、今一つ分からないところがあります。

資産の大半を占める管路部分を含めた民営化が行われないのは、全体の民営化が実際には結構難しいことを物語っています。

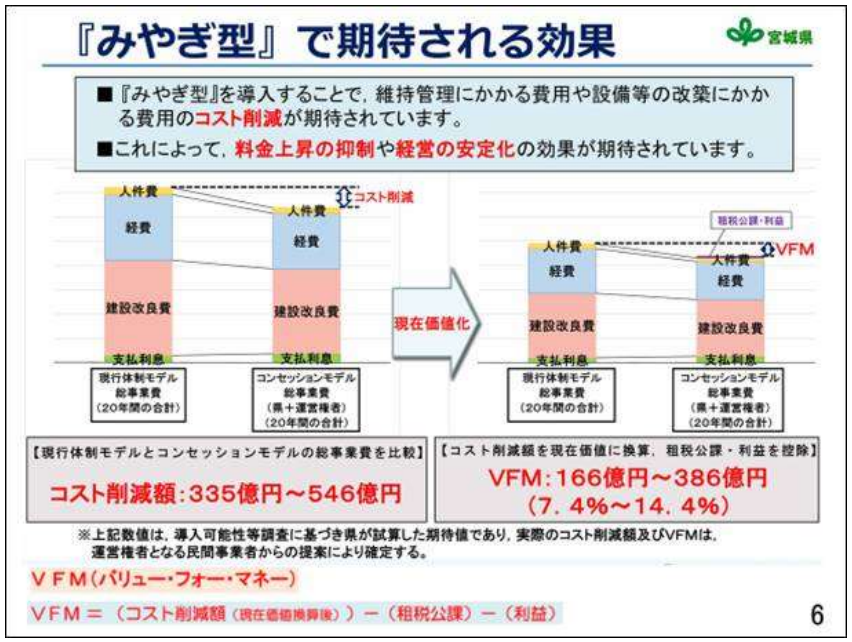

○　大幅な費用削減の根拠への疑問

民営化すれば、大幅なコスト削減がされることになっています。浜松市西遠下水道は 20 年間で 106 億円の削減、宮城県の水道・工業用水道・下水道の場合は 20 年間で 335～546 億円の削減です（現在価値化前の数字）。

しかし、そのような大幅なコスト削減が本当にできるのか、どれだけの裏付けがあるのか、よくわかりません。浜松市が示した上記の西遠流域下水道の費用削減根拠資料もその裏付けが不明です。

運営権者が示した数字をうのみにすることはできません。

○　魔法の杖のような方法があるのか。

水道等の事業は施設の老朽化、人口等の減少による料金収入の長期的減少、技術職員減少による技術継承への懸念という深刻な問題に直面していることは事実であり、対応策を真剣に考えなければなりません。

しかし、民営化すれば、それらの問題が本当に解消できるのでしょうか。魔法の杖のような方法があるのでしょうか。

それらの問題を解消できる方法がもしあるならば、その方法の詳細を徹底的に調べて、公共のままで、そのような方法の導入に努めればよいのではないでしょうか。

民営化すれば、それらの問題が解消できるような宣伝に惑わされることなく、民営化の実態をしっかり吟味することが必要です。

（文責　嶋津暉之）

【参考】水メジャー日本上陸 仏スエズなど、水道民営化に商機

（日本経済新聞 2018 年 11 月 9 日）

スエズとゼネコン準大手の前田建設は 11 月 7 日、日本の上下水道運営での業務提携に向けた覚書を結んだ。スエズは 17 年度の売上高が 2 兆円超と、水ビジネスで世界 2 位。カンヌなど欧米を中心に事業展開する。

水ビジネスで世界最大手のヴェオリアは 4 月から、オリックスや JFE エンジニアリングなどと共同事業体（ＪＶ）を組み、浜松市の下水道の運営を始めた。水道のコンセッションとしては日本初の案件だ。